

項目	内容	備考
<p>I. 目的</p> <p>II. 取扱要領</p> <p>1. 定義</p> <p>2. 対象取引</p> <p>3. マーケットメイカーの指定等</p> <p>(1) マーケットメイカーの募集</p> <p>(2) マーケットメイカー指定の申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本制度は、当取引所オプション取引において、恒常的な売呼値及び買呼値の提示等により投資家の取引機会を確保し、取引の円滑な成立及び流動性の向上を図ることを目的とします。</li> <li>・ マーケットメイクとは、当取引所の指定するマーケットメイカーが、当取引所が定めるところにより、その担当するオプション銘柄（ストラテジー取引を含む）について恒常的に売呼値及び買呼値を提示すること等をいいます。</li> <li>・ マーケットメイカーとは、当取引所の指定を受けてマーケットメイクを行う取引参加者をいいます。</li> <li>・ マーケットメイクの対象とする取引は、次に掲げる取引とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 国債証券先物オプション取引</li> <li>(ii) 指数オプション取引</li> <li>(iii) 有価証券オプション取引</li> </ul> </li> <li>・ 当取引所は、必要に応じて募集期間を定め、当取引所オプション市場においてマーケットメイクを行うことを希望する取引参加者を募集します。</li> <li>・ 取引参加者は、マーケットメイカーとしての指定を希望する場合には、そのマーケットメイク対象を原資産ごとに指定し、当取引所に申請を行うものとします。</li> <li>・ 取引参加者は、顧客の計算によりマーケットメイクを行う場合には、マーケットメ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本制度の開始以降、当面の間は、随時申請を受け付けます。</li> <li>・ 有価証券オプション取引においては、別表 2 に掲げる原資産グループを指定します。</li> <li>・ 申請書は別紙のとおり。</li> </ul>

項目	内容	備考
(3) マーケットメイカーの指定	<p>イクに係る確認書の写しを添付の上、当取引所に対して当該顧客ごとに指定の申請を行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所は、取引参加者によるマーケットメイカー指定申請を受けた場合、過去の取引実績等を勘案のうえ、マーケットメイカーとして指定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請の際には、マーケットメイクを行うための専用 ITM（取引 ID）の申請が別途必要となります。マーケットメイク専用 ITM の交付には、概ね2週間を要します。</li> <li>・ 当取引所は、マーケットメイカーの指定及び取消を行った場合には、その旨を公表します。</li> <li>・ マーケットメイクが顧客の計算に基づくものである場合には、希望により、取引参加者名に加えて当該顧客名も公表します。</li> </ul>
(4) マーケットメイカーの指定の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マーケットメイカーから指定取消しの申し出を受けた場合、当取引所は、当該マーケットメイカーの指定を取り消します。</li> <li>・ マーケットメイカーが次のいずれかに該当する場合には、当取引所はマーケットメイカー資格の停止及び取消しその他当取引所が必要と認める措置を講じることができることとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 呼値の提示状況等を勘案し、マーケットメイカーとしての役割を十分に果たしていないと当取引所が認める場合</li> <li>(ii) その他マーケットメイカーとして適当ではないと当取引所が認める場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引参加者は、マーケットメイカーの指定取消しを申請する場合は、原則、指定取消希望日の10日前までに当取引所に申請を行うものとします。</li> <li>・ 具体的には、直前半年間の呼値提示の充足率が30%未満である場合などが該当します。</li> <li>・ 具体的には、マーケットメイカーが関連法令又は取引所規則等に違反した場合などが該当します。</li> </ul>



項目	内 容	備 考
<p>(3) 呼値提示条件の緩和及び免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(v) RFQ 提示からの応答時間 (20 秒以内)</li> <li>(vi) RFQ 応答呼値の継続提示時間 (30 秒間)</li> <li>(vii) RFQ 応答呼値の最低数量</li> <li>(viii) RFQ 応答呼値に係る売り呼値と買い呼値の最大スプレッド幅</li> <li>・ 上記 RFQ 応答に係る条件のうち、「呼値の最低数量」「売り呼値と買い呼値の最大幅」については、上記 (1) 継続呼値提示の場合と同様の条件とします。</li> <li>・ 以下に該当する場合には、呼値提示条件の緩和又は免除を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 原資産の売買が停止又は一時中断されている場合 呼値提示役割の免除</li> <li>(ii) イブニングセッションの時間帯 売り呼値及び買い呼値の最大幅を 1.5 倍に緩和</li> <li>(iii) 同一原資産を担当するマーケットメイカーの過半数から呼値提示を行えない旨の申告があり、その申告事由に合理性が認められる場合 呼値提示役割の免除</li> <li>(iv) その他当取引所が必要と認めた場合 事象に応じて呼値提示条件の緩和又は免除</li> </ul> </li> </ul>	<p>ついでに RFQ への応答も、マーケットメイカーの役割となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RFQ 応答に係る呼値は、応答時間中に当該呼値の値段を変更することも可能です。</li> <li>・ 呼値提示役割が免除された時間帯は、5 に掲げる条件充足状況の計測において、呼値を行うべき時間帯から除外されます。</li> </ul>
<p>(4) 呼値提示条件を満たせない場合の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マーケットメイカーが、継続呼値提示及び RFQ 応答における呼値提示条件を満たせなかった場合でも、それに対する直接的なペナルティはありません。ただし、5 に記載する取引料割引の料率が低下するほか、結果として半年間の呼値提示の条件充足率が著しく低い場合は、マーケットメイカー指定が取り消される場合があります。</li> </ul>	
<p>5. マーケットメイカ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所は、マーケットメイカーに対して流動性供給の対価として取引料割引等の</li> </ul>	

項目	内容	備考
へのインセンティブ (1) 取引料割引	<p>インセンティブを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所は、各マーケットメイカー（顧客の計算により行われるときは当該顧客ごと）が行う継続呼値提示及び RFQ 応答について、当取引所の定める条件への充足状況を計測し、月間におけるその充足状況に応じて、当該マーケットメイカーの取引に係る取引料の割引を行います。</li> </ul> <p>(a) . 条件への充足状況の計測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所は、各営業日において各対象原資産ごとに以下の算式により、各マーケットメイカーの継続呼値提示及び RFQ 応答についての条件充足率を計測します。</li> </ul> <p>○ 継続呼値提示条件充足率</p> <p>ATM の銘柄が変更するまでの時間において、(A)/(B)で算出された値を上記 4(1)(ii)の継続呼値提示を行うべき銘柄数で除した値に、一日の総継続呼値提示対象時間に占める (B) の割合を乗じた値の合計</p> <p>(A) = 同(1)(ii)に該当する範囲の銘柄のうち、同(i)(iii)(iv)記載の 3 条件をすべて満たす銘柄を下記の順位まで抽出し、当該条件を満たした時間を合計する。</p> <p style="margin-left: 40px;">国債先物オプション：7          TOPIX オプション：7          有価証券オプション：3</p> <p>(B) = 同(ii)を決定する ATM の銘柄が変更するまでの時間</p> <p>○ RFQ 応答条件充足率</p> <p>= 上記 4 (2) 記載の 4 条件をすべて満たしていた RFQ 応答回数 (※)          /当日に行われた RFQ の総数 (※)</p>	

項目	内 容	備 考
	<p>※ ただし、RFQ 応答回数及び RFQ の総数が以下の数値を超える場合はそれぞれ以下の数値とします。</p> <p>国債先物オプション 30  指数オプション 30  有価証券オプション 各原資産につき 5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マーケットメイクが顧客の計算により行われる場合には、当該顧客ごとに条件充足状況を計測します。</li> <li>・ これに基づき、当取引所は、各マーケットメイカーの各対象原資産（有価証券オプションにおいては原資産グループ）における月間の条件充足率平均値を算出します。</li> </ul> <p>(b) 割引率の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所は、月間の条件充足率平均値を基に以下の算式により、原資産ごと（有価証券オプションにおいては原資産グループごと）に適用する割引率を算出します。</li> </ul> <p><b>【国債先物オプション取引・指数オプション取引】</b></p> $\text{割引率} = \text{継続呼値提示条件の充足率月次平均値}(\%) \times 0.8 + \text{RFQ 応答条件の充足率月次平均値}(\%) \times 0.2$ <p>ただし、上記計算結果が 90%を超える場合は、90%とします。</p> <p><b>【有価証券オプション取引】</b></p> $\text{割引率} = \text{継続呼値提示グループの充足率}(\text{継続呼値提示条件の充足率(A)の月次平均値}(\%) \times 0.8 + \text{RFQ 応答条件充足率(B)の月次平均値}(\%) \times 0.2) + \text{RFQ グループにおける充足率(C)の月次平均値}(\%) \times 0.1$	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所は、月中及び月末時点の条件充足率平均値をマーケットメイカーに対して通知します。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>(2) マーケットメイク注文等の利用</p> <p>(3) デルタプロテクション機能の利用</p>	<p>ただし、継続呼値提示グループの充足率が 90%を超える場合は、継続呼値提示グループの充足率は 90%とします。</p> <p>A = 各原資産の継続呼値提示条件の充足率平均値 (%)</p> <p>B = 原資産単位で算出した RFQ 条件充足率を継続呼値提示グループについて平均した値 (%)</p> <p>C = 原資産単位で算出した RFQ 条件充足率を RFQ グループについて平均した値 (%)</p> <p>(c) 割引料率の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記 b により得られた割引率は、各マーケットメイカーの担当原資産に係るオプション銘柄において、マーケットメイクのために行った呼値により成立した取引について適用します。</li> <li>マーケットメイカーは、マーケットメイク注文及びバッチ注文を利用することにより、同一原資産に対する複数のオプション銘柄に対してマーケットメイクに係る呼値の発注、訂正及び取消を 1 度の発注メッセージによって行うことができます。</li> <li>マーケットメイカーは、過度の数量の約定が行われることによるリスクの拡大を防ぐため、デルタプロテクション機能を利用することができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットメイク専用 ITM から行われた呼値により成立した取引分となります。</li> <li>マーケットメイク注文は、マーケットメイカーのみが利用できる機能です。</li> <li>バッチ注文はマーケットメイカー以外にも利用できますが、マーケットメイカーが利用する場合、一度のメッセージでより多くの注文を発注することができます。</li> <li>デルタプロテクション機能とは、あらかじめ原資産数量を登録し、デルタ換算したオプション約定数量がこれに達した場合、当該マーケットメイカーの注文を</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>6. その他</p> <p>IV. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所は、マーケットメイカー制度の実効性の確保及びオプション市場の流動性向上のための方策等について議論を行う場として、マーケットメイカー・コミッティを設置します。</li> <li>・ マーケットメイカーは、当該マーケットメイカー・コミッティのメンバーとして、マーケットメイカー制度・オプション取引制度の構築に参画することができます。</li> <li>・ マーケットメイカー制度は、Tdex+稼働時（平成21年10月5日）から導入しております。</li> </ul>	<p>自動的に一括で取消す機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マーケットメイカー・コミッティは、必要に応じて適宜開催します。</li> </ul>

以上

別紙1 マーケットメイカーの役割

対象商品	国債証券先物オプション取引	指数オプション取引	有価証券オプション取引
対象原資産	長期国債証券先物オプション取引	TOPIXオプション取引	選択した原資産グループの対象有価証券（別紙2参照）
呼値提示を行うべき時間	全立会時間（イブニングセッションを含む）	全立会時間（イブニングセッションを含む）	全立会時間
継続呼値提示対象銘柄	<p>直近2限月について、 各限月・P/CのATM近辺12本中7本分（28銘柄） ※ATM近辺12本とは、ITM4本分+ATM1本+OTM7本分 ※ただし、先物期先限月を原資産とする限月取引に関しては、当該限月オプションが第一限月となる日の5営業日前の日から、継続気配提示及びRFQ応答の対象とします。 ※取引最終日のEvは直近限月のみでよいものとします。また、許容されるSP幅は第2限月用のものとします。</p>	<p>直近4限月について、 各限月・P/CのATM近辺12本中7本分（56銘柄） ※ATM近辺12本とは、ITM4本分+ATM1本+OTM7本分 ※取引最終日のEvは直近3限月でよいものとします。</p>	<p>直近2限月について、 各限月・P/CのATM近辺5本中3本分（12銘柄×N原資産） ※ATM近辺5本とは、ITM2本分+ATM1本+OTM2本分</p>
呼値の最低数量	10単位	10単位	10単位
売呼値と買呼値の最大スプレッド幅	<p>【第1限月】買呼値の値段の10%の数値、又は10銭(※)のいずれか大きい方の数値 【第2限月】買呼値の値段の15%の数値、又は20銭(※)のいずれか大きい方の数値</p>	<p>買呼値の値段の10%の数値、又は1.0ポイント(※)のどちらか大きい方の数値</p>	<p>買呼値の値段の10%の数値、又は原資産の価格に応じた当取引所が定める数値(※)のどちらか大きい方の数値（下表参照）</p>

※売呼値の値段が、最大スプレッド幅として定める値よりも低い値の場合には、売呼値のみの提示でもスプレッド条件を満たしているものとみなします。

(有価証券オプション取引に係る売呼値と買呼値のスペード幅)

原資産価格	売り呼値と買い呼値のスペード幅		
500 円未満	買呼値の値段の 10%の数値 もしくは 10 円 のどちらか大きい数値		
500 円以上 1,000 円未満	〃	20 円	〃
1,000 円以上 3,000 円未満	〃	30 円	〃
3,000 円以上 5,000 円未満	〃	50 円	〃
5,000 円以上 10,000 円未満	〃	100 円	〃
10,000 円以上 30,000 円未満	〃	300 円	〃
30,000 円以上 50,000 円未満	〃	500 円	〃
50,000 円以上 100,000 円未満	〃	1,000 円	〃
100,000 円以上 300,000 円未満	〃	3,000 円	〃
300,000 円以上 500,000 円未満	〃	5,000 円	〃
500,000 円以上	〃	10,000 円	〃

別紙2 有価証券オプション取引の対象原資産グループ

	原資産グループ-1		原資産グループ-2		原資産グループ-3	
	コード	対象有価証券名	コード	対象有価証券名	コード	対象有価証券名
継続呼値 提示 グループ	8411	(株)みずほフィナンシャルグループ	7203	トヨタ自動車(株)	8306	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ
	8802	三菱地所(株)	6301	(株)小松製作所	7751	キヤノン(株)
	4502	武田薬品工業(株)	8604	野村ホールディングス(株)	5411	ジェイ エフ イー ホールディングス(株)
	9501	東京電力(株)	4063	信越化学工業(株)	8766	東京海上ホールディングス(株)
	9433	KDDI(株)	6501	(株)日立製作所	9020	東日本旅客鉄道(株)
	1306	TOPIX連動型上場投資信託	1330	上場インデックスファンド225		
RFQ グループ	5405	住友金属工業(株)	8801	三井不動産(株)	9984	ソフトバンク(株)
	8591	オリックス(株)	8035	東京エレクトロン(株)	8001	伊藤忠商事(株)
	8308	(株)りそなホールディングス	8053	住友商事(株)	4901	富士フイルムホールディングス(株)
	8601	(株)大和証券グループ本社	7269	スズキ(株)	8403	住友信託銀行(株)
	5201	旭硝子(株)	6762	TDK(株)	9101	日本郵船(株)
	9531	東京瓦斯(株)	4062	イビデン(株)	7752	(株)リコー
	4005	住友化学(株)	6326	(株)クボタ	9022	東海旅客鉄道(株)
	9502	中部電力(株)	8755	(株)損害保険ジャパン	9735	セコム(株)
	6988	日東電工(株)	4543	テルモ(株)	4911	(株)資生堂
	1925	大和ハウス工業(株)	9613	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	1928	積水ハウス(株)
	8253	(株)クレディセゾン	9021	西日本旅客鉄道(株)	8725	三井住友海上グループホールディングス(株)
	1812	鹿島建設(株)	4188	(株)三菱ケミカルホールディングス	9064	ヤマトホールディングス(株)
	9005	東京急行電鉄(株)	7911	凸版印刷(株)	9506	東北電力(株)
	1803	清水建設(株)	8574	プロミス(株)	3405	(株)クラレ
	3861	王子製紙(株)	9062	日本通運(株)	6991	パナソニック電工(株)
	6770	アルプス電気(株)	1801	大成建設(株)	8252	(株)丸井グループ
	5901	東洋製罐(株)	5938	(株)住生活グループ	6479	ミネベア(株)
	6592	マブチモーター(株)	4676	(株)フジ・メディア・ホールディングス	5012	東燃ゼネラル石油(株)
	9404	日本テレビ放送網(株)	4716	日本オラクル(株)	4739	伊藤忠テクノソリューションズ(株)
	8951	日本ビルファンド投資法人				

	原資産グループ-4		原資産グループ-5		原資産グループ-6	
	コード	対象有価証券名	コード	対象有価証券名	コード	対象有価証券名
継続呼値 提示 グループ	8316	(株)三井住友フィナンシャルグループ	8058	三菱商事(株)	5401	新日本製鐵(株)
	8031	三井物産(株)	7267	本田技研工業(株)	6758	ソニー(株)
	9437	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	6752	パナソニック(株)	2914	日本たばこ産業(株)
	3382	(株)セブン&アイ・ホールディングス	9432	日本電信電話(株)	7201	日産自動車(株)
	4503	アステラス製薬(株)	4568	第一三共(株)	7974	任天堂(株)
				1615	東証銀行業株価指数連動型上場投資信託	
RFQ グループ	6502	(株)東芝	7011	三菱重工業(株)	5713	住友金属鉱山(株)
	6753	シャープ(株)	7731	(株)ニコン	6954	ファナック(株)
	6902	(株)デンソー	6971	京セラ(株)	6367	ダイキン工業(株)
	6503	三菱電機(株)	6702	富士通(株)	5108	(株)ブリヂストン
	4452	花王(株)	6857	(株)アドバンテスト	5333	日本碍子(株)
	4689	ヤフー(株)	2503	キリンホールディングス(株)	3402	東レ(株)
	6701	日本電気(株)	7741	HOYA(株)	5802	住友電気工業(株)
	9503	関西電力(株)	8267	イオン(株)	2502	アサヒビール(株)
	4523	エーザイ(株)	6764	三洋電機(株)	8309	中央三井トラスト・ホールディングス(株)
	2802	味の素(株)	5202	日本板硝子(株)	5001	新日本石油(株)
	3407	旭化成(株)	7912	大日本印刷(株)	6861	(株)キーエンス
	6273	SMC(株)	9532	大阪瓦斯(株)	4183	三井化学(株)
	9508	九州電力(株)	6471	日本精工(株)	5801	古河電気工業(株)
	1802	(株)大林組	6773	パイオニア(株)	8028	(株)ファミリーマート
	6976	太陽誘電(株)	8113	ユニ・チャーム(株)	6806	ヒロセ電機(株)
	9202	全日本空輸(株)	9737	(株)CSKホールディングス	5803	(株)フジクラ
	3893	(株)日本製紙グループ本社	4661	(株)オリエンタルランド	2002	(株)日清製粉グループ本社
	9301	三菱倉庫(株)	4631	DIC(株)	5706	三井金属鉱業(株)
	6981	(株)村田製作所	6963	ローム(株)	8952	ジャパンリアルエステイト投資法人